

食品の表示について(1)

参考：消費者庁「知っておきたい食品の表示」

博士：食品には、消費者が食品を購入する際に、その内容を正しく理解し、選択したり、摂取する際の安全性を確保したりする上で重要な情報が表示されている。この食品表示に関するルールは、「食品表示法」などの法令で定められているんじゃよ。

食品を買うときは、何を
見て選んでいるかな？



◆食品表示法とは？

販売される全ての食品に対して、表示のルールを決めている法律です。食品表示に関するルールは、これまでJAS法、食品衛生法及び健康増進法で定められていましたが、よりわかりやすい制度とするために、食品表示に関する規定をまとめて「食品表示法」が定められ、平成27年4月1日からスタートしました。

博士：その中で、「生鮮食品」と「加工食品」では、表示の方法が違うんじゃ。

- 生鮮食品・・・肉や魚、野菜や果物など、又、これらを単に水洗いや切断、冷凍等したもの。
- 加工食品・・・ハム・ソーセージやチーズ、レトルト食品やスナック菓子など。



(生鮮食品)

(加工食品)

Q子：そうなんですね。まずは、生鮮食品の表示から教えてください！

生鮮食品の表示

博士：消費者に販売する生鮮食品は、「名称」と「原産地」を表示するんじゃ。このほかに、個々の品目の特性に応じて、表示されている事項もあるよ。

なお、生鮮食品では栄養成分の表示は、任意となっているんじゃよ。

ここからは、(1)農産物、(2)畜産物、(3)水産物の実際の表示例を紹介していくよ。



(1)農産物



【店頭でバラ売りする場合】

商品に隣接して立て札などのポップに「名称」と「原産地」を表示します。

トマトなど、その内容を表す一般的な名称を表示します。



野菜が生産された産地を表示します。

国産品：都道府県名
輸入品：原産国名

なお、国産品は市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品は一般的に知られている地名を表示可能です。

【袋に入れ販売する場合】

バラ売りと同様に「名称」と「原産地」を表示します。

また、大豆や小豆などの豆類については、「内容量」と「食品関連事業者の名称と住所」を表示します。



【表示例】

豆類は、計量法により、袋に入れ密封して販売する場合は、義務表示となります。それ以外の場合は、任意表示となります。

(2)畜産物（食肉）

【パック詰めされていないもの】

- ①食肉の種類・部位、②原産地、③冷凍の場合はその表示、④100g当たりの単価、⑤牛肉の場合、個体識別番号

【パック詰めされているもの】

- ①食肉の種類・部位、②原産地、③冷凍の場合はその表示、④100g当たりの単価、⑤内容量、⑥消費期限又は賞味期限及び保存の方法、⑦加工所の所在地・加工者の氏名又は名称、⑧牛肉の場合、個体識別番号

※下線は、「食肉の表示に関する公正競争規約」による事業者団体の自主的なルールによるもので、任意表示となります。

（パック詰めされていないもの）

岐阜県産 牛もも
100g ○○○円



（パック詰めされているもの）

【表示例】

→ **岐阜県産 牛もも（焼き肉用）** ←

個体識別番号0000000000 100g当たり(円) 正味量(g)
消費期限 ○年○月○日 **398** **100**
保存温度 10℃以下

398円

加工者 ○○株式会社
岐阜県○○市○○町○○-○-○

お値段（円）

国産品：国産である旨
輸入品：原産国名

なお、国産品には主たる飼養地がある都道府県名や市町村名、その他一般的に知られている地名を表示可能です。

消費期限や保存方法を表示します。

牛肉や豚肉など一般的な名称を表示します。また、部位（ももなど）や用途（焼き肉用など）を併せて表示することができます。

内容量はキログラム又はグラムで表示します。

(3)水産物（魚介類）

【パック詰めされていないもの】

- ①名称、②原産地、③解凍・養殖の場合はその旨の表示

【パック詰めされているもの】

- ①名称、②原産地、③解凍・養殖の場合はその旨の表示、④生食用魚介類の場合はその旨（刺身用でよい）、⑤消費期限、⑥保存方法、⑦加工者の名称及び加工所所在地

※下線は、「切り身又はむき身にした魚介類で生食用のもの」等で表示されます。



（パック詰めされていないもの）

ぶり（養殖）
○○県産

（パック詰めされているもの）

【表示例】

→ **ぶり 刺身用（解凍）** ○○県産（養殖） ←

加工日 ○年○月○日 100g当たり(円) 正味量(g)
消費期限 ○年○月○日 **399** **170**
保存温度 10℃以下

678円

○○食品株式会社
岐阜県○○市○○町○○○-○

お値段（円）

魚種名など一般的な名称を表示します。

刺身用（生食用）である場合はその旨を表示します。

消費期限や保存方法を表示します。

国産品：
漁獲した水域名又は養殖場がある都道府県名
輸入品：原産国名

養殖されたものは「養殖」と表示します。

解凍したものは「解凍」と表示します。

加工所の名称、住所を表示します。

経過措置期間

博士：食品表示法の新ルールに合わせて表示を切り替えるには、以下のように経過措置期間が設けられているんじゃ。事業者の方は経過措置期間が終了するまでに旧ルールから新ルールに基づいた表示に切り替える必要があるよ。

生鮮食品	平成28年9月30日までに販売されるもの
加工食品	平成32年3月31日までに製造（又は加工・輸入）されるもの



Q子：なんだか食品の表示っていろいろルールがあって難しいんですね・・・

博士：次号では、加工食品の表示について紹介するから、また勉強しよう！



食卓の安全・安心ニュースで知りたいテーマがありましたら、メールかFacebookでお寄せください。
生活衛生課メール：c11222@pref.gifu.lg.jp Facebookページ「岐阜県食品安全推進室」

最後までお読みいただきありがとうございます。